

京都市政策評価制度実施要領

(平成 16 年 4 月 20 日決定)

1 趣旨

この要領は、政策評価制度の実施に関し必要な事項を定める。

2 用語の定義

この要領において用いる用語は、次のとおりとする。

- (1) 政策 京都市基本計画に示した特定の行政課題に対応するために京都市政が目指すべき基本的方向をいう。
- (2) 施策 政策を具体化した京都市の行政活動の目標をいう。
- (3) 政策評価 政策及び施策について、その達成度を客観的かつ合理的な手法により把握し、評価することをいう。

3 施策の評価

施策の評価は、客観指標評価及び市民生活実感評価の 2 つの手法により行う。

(1) 客観指標評価

局等（消防局、交通局、上下水道局及び教育委員会事務局を含む。）の長は、所管する施策について、行政活動の成果や施策目的の達成状況を客観的な数値により表現することが可能な指標を設定し、目標達成度、年次推移及び進捗状況を 5 段階で評価する。

(2) 市民生活実感評価

ア 総合企画局長は、政策及び施策に関する市民の意識を調査するために市民生活実感調査を実施する。

イ 総合企画局長は、市民生活実感調査の結果を 5 段階で評価し、施策を所管する局等の長に通知する。

(3) 施策の評価結果案の作成

ア 局等の長は、所管する施策について、客観指標評価、市民生活実感評価及び社会情勢の変化を総合的に勘案し、5 段階で評価を行い、施策の評価結果案を作成する。

イ 施策を共管する局等の長は、担当する施策の指標に係る客観指標評価及び必要な資料の提供を行い、施策を所管する局等の長が作成する施策の評価結果案の作成に協力する。

ウ 局等の長は、所管する施策の評価結果案をとりまとめ、総合企画局長に提出する。

#### 4 政策の評価

総合企画局長は、施策の評価で用いた指標のうち、市民生活の変化を示す客観指標（アウトカム指標）の評価結果、政策を構成する施策の市民生活実感調査の評価結果及び施策の評価結果案を総合的に勘案し、5段階の評価を行い、政策の評価結果案を作成する。

#### 5 政策評価結果の決定

総合企画局長は、施策の評価結果案及び政策の評価結果案を政策評価結果案として京都市都市経営戦略会議に報告し、決定を受ける。

#### 6 政策評価結果の活用等

- (1) 政策評価結果は、政策の重点化等において活用する。
- (2) 政策評価結果は、公表する。

#### 7 政策評価制度の充実、改善

総合企画局長は、政策評価の結果を京都市政策評価制度評議会（政策評価制度の充実に向けた提案などを受けるため、学識経験者、公募委員等で構成）に報告し、その意見及び提案を得たうえ、政策評価制度の充実、改善を行う。

#### 附 則

（実施期日）

- 1 この要領は、決定の日から実施する。

（関係要領等の廃止）

- 2 次に掲げる要領等は、廃止する。

- (1) 京都市政策評価制度の試行に関する実施要領（平成15年6月2日総合企画局長決定）
- (2) 京都市政策評価委員会設置要綱（平成15年6月2日総合企画局長決定）